

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
報告案

平成21年1月 日

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

目 次

はじめに	1
第1章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について	2
第1節 権利者不明の場合の利用の円滑化について	2
1 検討の経過とその概要	2
2 まとめ	5
第2節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について	6
1 検討の経過とその概要	6
2 まとめ	8
第3節 その他の課題	9
第2章 保護期間の在り方について	10
1 検討の経過と主な論点	10
2 関連する課題について	13
3 まとめ	14
第3章 今後の方向性	15

はじめに

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会では、「著作権法における今後の検討課題」（平成17年1月24日文化審議会著作権分科会）において、「欧米諸国において著作権の保護期間が著作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら、検討する」とされたことを受け、また関係団体からの要請を踏まえ、著作権等の保護期間の在り方について、いわゆる戦時加算の問題とともに、著作物等の公正利用のための方途、社会全体の著作物等の利用方法の進展との関係等を考慮しつつ、検討を行ってきた。

本小委員会が平成19年3月に著作権分科会のもとに設置されて以降、

- ① 過去の著作物等の利用の円滑化方策について（権利者不明の場合等の著作物の利用の円滑化方策）
- ② アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策について（図書館、博物館、放送事業者等においてアーカイブ事業を円滑に行うための方策）
- ③ 保護期間の在り方について（保護期間の延長、いわゆる戦時加算の取扱い）
- ④ 意思表示システムについて（クリエイティブコモンズ、自由利用マーク等の利用に伴う法的課題等）

の4つの検討課題について、昨年第7期著作権分科会において10回、今期第8期著作権分科会において7回、合計17回の委員会を開催して順次検討を行ってきたほか、20以上の分野の関係者からヒアリングを行うとともに、さらに一部の課題については2つのワーキングチームを設けて実務関係者を交えた検討も行い、課題の整理に努めてきた。昨年10月には、それまでの検討を「文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」（以下「中間整理」という。）としてとりまとめ¹、意見募集を行った。

これらの結果、過去の著作物等の利用の円滑化方策、アーカイブ活動の円滑化方策については、一定の方向性を得ることができたが、その他の課題については、例えば保護期間延長についていずれの論点についても肯定的な立場と否定的な立場の両方の立場からの意見が出されるなど、結論を得るには至っていない。

本報告書は、これまで2期にわたる本小委員会における検討について、結論が得られた課題と今後も検討が必要な課題を整理するとともに、今後も検討が必要な課題については検討の経過と論点を示し、今後の更なる検討の一助とするものである。

¹ 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理（平成20年10月）（下記URL参照）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/26/pdf/shiryo_04_1.pdf

第1章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について

本小委員会では、著作権等の保護期間の在り方を検討課題とする一方で、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツを円滑に流通させ、死蔵による社会の損失を防止するとの観点から、保護期間の延長をした場合の文化的経済的影響、及びデータベースの整備や実効性のある裁定制度その他、保護期間の延長をした場合に利用が困難にならないようにするための利用円滑化方策について、併せて検討課題としてきた。中間整理においては、

- ①多数権利者が関わる場合の利用の円滑化
- ②権利者不明の場合の利用の円滑化
- ③次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化
- ④その他の課題（意思表示システムの在り方、その他の権利制限等）

についてそれぞれ整理を行い、そのうち②及び③については、一定の方向性を打ち出したところである。この課題は法制問題小委員会において検討されたコンテンツの二次利用の円滑化の課題とも重なるものであるが、法制問題小委員会では、関係部分について速やかに実現に移すべきとの見解が示されている。また、その後の意見募集においても、これらの課題に関して何らかの措置を講ずべきことについて異論は少なかったところである。

第1節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

1 検討の経過とその概要

中間整理においては、権利者不明の場合の著作物等の利用を円滑化することは、単にこの問題自身にとどまらず、より広く、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化やアーカイブ構築の円滑化にもつながるものであり、一部の所在不明の権利者のために、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツが死蔵され、社会にとっての損失となる事態を防ぐために大きな意義・役割を有するとの観点から、取組の現状と今後の対応策について整理を行っている。その概要は次のとおりである。

(1) 前提と現在の対応策

- 前提として、権利者不明が問題になる場面とは、著作権者等から改めて利用許諾が必要となる場合であり、二次利用、すなわち既に製作されたコンテンツを別の用途で用いる場合、又はコンテンツ製作者とは別の者が用いる場合である。ただし、利用許

諸交渉の相手方が所在不明である場合のうち、その相手方が、コンテンツ制作に関わっていた者（制作関係者、原著作者や出演者等）である場合と、いわゆる「写り込み」の関係者である場合とは区別すべきであり、また対象物が、著作権・著作隣接権である場合と、肖像や人格的利益である場合とを区別すべきである。

○ コンテンツの二次利用を円滑化するための基本的な方策としては、現在、次のような方策が進められている。

- ①当初のコンテンツ製作時にあらかじめ、二次利用を前提とした契約を締結する
- ②コンテンツ製作者が責任を持って権利者の所在情報等を管理する
- ③権利の集中管理体制の充実・強化により、集中管理団体が権利者の所在情報等を管理する
- ④権利者の所在情報等についてのデータベースを整備する

これらの取組は、それぞれ効果を有する場面があるが、その対策がなじまない場面もあり、各種の取組を組み合わせて対応していくことが必要となる。また、これらの対応方策を今後充実させていくことで相当の部分について対応ができるようになるとしても、既にこれらの対策を講ずることなく過去に製作されてしまっているコンテンツ等については、効果は限定的であるとの指摘もある。

○ また、これらの対策にもかかわらず権利者不明の事態が生じた場合について、一定の能力・実績を有する団体が権利者搜索を請け負い、その団体が利用の事後に権利者との調整を行うこと、また、権利者が判明した場合に備えて、使用料を事前に預託しておく第三者機関を設け、その第三者機関において精算を行うとの取組の検討もある。しかし、事後的な差止請求、刑事罰の適用関係など、最終的な法的リスクがなくなるわけではなく、利用に先立って比較的大きな投資が必要となるような利用形態にあつては、リスクが残ることによって利用がためられる場合もあると考えられる。

○ 一方、現行制度においては、このような権利者不明の場合でも著作物を利用できる制度として、文化庁長官による裁定制度（著作権法第 67 条）が設けられている。この場合は、著作権者の許諾を得たことと同様の効果を生じるため、民間における権利者不明の場合への対応策と比べて、事後の訴訟リスクは存在しない。ただし、この裁定制度については、手数料や手続に要する時間等の点から事実上、その利用が困難となっている実態が指摘されている。また、著作隣接権については、そもそもこの裁定制度の対象となっておらず、権利者不明の場合に法的リスクなく実演等を利用するための方途が用意されていない状況にある。

(2) 対応方策

○ まず、民間において進められている各種の権利者不明の場合への対応の取組は、著作物等の二次利用全般の許諾手続の円滑化に資する方策も含まれており、権利者情報

の把握についてコンテンツ製作者と集中管理団体の双方において体制整備の努力を続けるなど、今後とも中核的な対応策として、引き続き、強化充実されるべきである。一方で、権利者不明の場合の裁定制度などの制度的な対応について、民間の取組が引き続き行われるべきことを前提としつつ、その取組を補完し、最終手段たるセーフティネットとしての制度的措置を用意すると基本的な考え方に立ちつつ、より利用しやすい制度を整備すべきである。

なお、単なる「写り込み」の場合については、問題の本来的な性格が異なるほか、民間において取ることが可能な対応方策も限られるなど、同列に論じるべきものではないと考えられるため、セーフティネットとしての制度的措置として対応するのではなく、権利制限の見直しなど別途の措置として対応を考えていくべきである。

- 制度的な対応の可能性としては、現行裁定制度の手續についての運用改善の可能性、著作隣接権の裁定制度の創設の可能性について、それぞれ検討されたほか、現行の裁定制度の手續運用改善による対応では、非営利の利用の場合などの手續コストの負担が難しい利用に対応が困難なこと、また、著作隣接権の場合について国際約束との関係が明確ではないことや、使用料相当額の補償金の事前供託等に関してより柔軟な制度運用が可能な制度を目指すべきとの指摘があったことを踏まえ、次のような新たな制度について検討が行われた。

- ① 権利者の搜索について相当の努力を払っても、権利者と連絡することができない場合には、一定の機関に申告した上で著作物等の利用ができることとし、権利者が判明した場合には、通常の使用料に相当する補償金を支払わなければならないこととする（事前支払いは不要とする案）。
- ② 権利者の搜索について相当の努力を払っても、権利者と連絡することができない場合には、第三者機関に使用料相当額を支払ったときは、事後の権利追及に関して免責される一定の効果を与える（行政機関でなく民間の調整を中心とする案）。

- これらの制度の提案については、事前に支払いの必要がない案について、利用の把握や事後の料金の回収が困難になりかねない等の観点から、事前に金銭を支払う何らかの仕組みの検討を求める指摘や両案の折衷的な形態を考えるべきとの指摘等があったほか、権利者の搜索についての「相当な努力」の基準や、事後的に権利者が現れた場合に無条件で差し止められることとするのでは制度の意味がないため、権利者が現れた後の取扱いについて工夫が必要との指摘がなされた。

そのほか、実演家等保護条約などの解釈次第によっては、著作隣接権の裁定制度を設けることによって対応するという選択肢も考えるべきとの指摘もあった。

- このような検討を踏まえ、権利者不明の場合に著作物等が円滑に利用されるための方策について、上記のような指摘も踏まえ、著作物等の保護の実効性が失われないように配慮して制度の詳細を検討しつつ、必要な制度的な措置が行われることが必要と考えられる。

2 まとめ

中間整理に対する意見募集においては、早期に権利者不明の場合の利用の円滑化について対策を講じることに異論は少なかったが、事前支払いを求めない案について事後の支払いの不能を懸念する意見があったほか、権利者搜索の「相当な努力」の内容を明確化すべきとの意見や、要件よりも手続そのものの煩雑さを指摘する意見があり、さらに、第三者機関の設立を忌避する意見もあった。なお、権利者不明の場合に限った対応策ではなく、コンテンツの二次利用全体の円滑化の観点から、権利者情報の管理の義務化等を行うべきとの意見や、「写り込み」についてさらに内容を検討すべきとの意見も寄せられた。

本小委員会としては、これらの指摘を含め、前述のように法制問題小委員会においても、権利者不明の場合の著作物等の利用を円滑化するための措置について早期に実現すべきと指摘されたことも踏まえ、権利者不明の場合の制度について、必要に応じ引き続き幅広く検討を行うとともに、現行裁定制度の手続の明確化等も含め、可能なものから早急に制度的対応が実施されることが適当と考える。

第2節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

1 検討の経過とその概要

中間整理においては、アーカイブ事業の円滑化について、文化の健全な発展の観点から、文化的所産としての著作物等を幅広く収集・保存しておくことの重要性、国民ができるだけ幅広く著作物等へのアクセスができるような環境整備の必要性を指摘し、問題背景と必要な検討課題とその対応策について整理を行っている。その概要は次のとおりである。

(1) 前提の整理

- コンテンツのアーカイブをどのような形態で構築するかについて必ずしも社会で一致した構想が共有されている状況にはないが、著作権法上で検討すべき課題は、アーカイブの形態よりは、アーカイブを行う主体（つまり、コンテンツの提供主体自らが行うアーカイブの取組と、それ以外の者が行うアーカイブの取組）によって異なってくる。ただし、各種のコンテンツに国民が容易にアクセスできる環境を整備するとの面ではどの主体が構築するアーカイブであっても同様の効果があることから、本小委員会では、これら双方の取組を尊重し、それぞれの役割分担、相互の補完や協調の中で、全体としてアーカイブに望まれる効果を実現されるべきとの基本的な考え方に立って検討を行う。
- コンテンツ提供者が自らアーカイブを構築する取組が進められているが、この取組は、つまるところコンテンツの二次利用であり、これに関する著作権法上の課題は、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化や、権利者不明の場合の利用の円滑化の場合と同様の視点で考えることができる。なお、コンテンツ提供者が行うアーカイブの取組はコンテンツ流通ビジネスの一環として行われる側面もあり、利用者のコスト負担等によって支えられなければ情報生成のサイクルの維持が困難となることや、図書館等の公共主体が行うアーカイブ活動でも重複してコンテンツ提供が行われ得るため、相互の役割分担、利害調整、あるいは提携協調について考慮が必要である。

(2) コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動の円滑化

- 国立国会図書館では国立国会図書館法により納本制度が設けられており、日本の官庁出版物、民間出版物を網羅的に収集しているが、これらの収集資料は、蓄積保存され、現在及び将来の国民の利用に供されること等をその役割としており、資料自体の保存が大きな目的となっている。

一方、現行法では、図書館資料のデジタル化は、現に資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、著作権法第 31 条第 2 号によって認められるが、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のためにデジタル化することについては、納本後直ちにデジタル化することが認められるか必ずしも明らかではない。国立国会図書館の役割を考えれば、資料の傷みが激しくなる前に良好な状態でデジタル化され、保存されることが期待され、また、デジタル化することが、原資料自体を文化財として保存すること、また資料に掲載された情報を保存することのいずれの面から見ても有用であると考えられるため、著作権法上、国立国会図書館が、納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。

○ 国立国会図書館でデジタル化された資料の利用については、書籍等の原資料であれば行うことができる利用と同程度の利用が可能となることが望ましい。ただし、デジタル技術の発達の中で、利用の在り方次第では著作権者等の利益が脅かされる可能性があることは否定できず、デジタル化された資料の利用については、著作権者等の利益が損なわれないよう、また、現状のコンテンツビジネスを阻害することがないよう配慮が必要である。具体には、次のとおりである。

① 国立国会図書館内で閲覧させることについては、著作権法第 38 条第 1 項により権利者の許諾なく行うことができ、また、国立国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の間でデータを送信し、受信館において来館者に端末機器で視聴させることも、公衆送信には当らず、同様である。ただし、デジタル化された資料は、原資料の代替物であると考えて、同時に同一のデジタル化された資料にアクセスができる人数は、国立国会図書館が所蔵する原資料の部数に限定する等の措置が考えられる。

② デジタル化された資料からのコピーサービスについても、原資料と同様に、著作権法第 31 条により、権利者の許諾なく行うことができる。ただし、複製の方式については、デジタル化された資料からデジタル方式で複製物を作成して提供することは、たとえ一部分であっても多様な目的での利用も可能になるという懸念も示されており、当面、関係者により具体的な解決策を協議することが適当である。

③ 国立国会図書館においてデジタル化を行った資料を国立国会図書館以外の図書館等で閲覧させることは、現行法上は、複製権又は公衆送信権が働くこととなり、権利者の許諾なく行うことはできない。一方、図書館間では資料の相互貸借が行われており、国立国会図書館でデジタル化した資料は他の図書館で利用できないこととすれば、法令で努力義務が課されている相互貸借を行うことができなくなることになる。このため、デジタル資料の利用方法が無限に広がらないよう、提供するためのシステムや借り入れる側の管理体制を整えるほか、市場に流通し、一般に入手可能なものを館外に提供したり提示したりすべきでないとの点を踏まえつつ、デジタル化された資料を他の図書館等で閲覧する具体的な方法について、引き続き関係者

間で協議を行うことが適当である。

- ④ 国立国会図書館においてデジタル化を行った資料を他の図書館等の利用者に対するコピーサービスで利用することについては、現行においては、国立国会図書館から他の図書館等が借り受けた資料についてコピーサービスを希望する場合は、図書館利用者が国立国会図書館に別途申し込む方法で行っており、今後、他の図書館等を通じてコピーサービスの希望がある場合、効果的な提供手段としてどのようなものが考えられるか、関係者間で協議を行うことが適当である。

- 国立国会図書館以外の図書館等の行うアーカイブ活動については、前述のとおり現行第31条第2号の規定に該当するのであれば、その所蔵する資料を複製することができる。例えば、損傷、紛失の防止等のためにデジタル化することも不可能でなく、また、記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替のためにデジタル化をすることについても、同規定の解釈として不可能ではないと考えられる。

このように、国立国会図書館以外の図書館等においても、蔵書をデジタル化する場面は考えられるが、デジタル化された資料を館外に提供したり提示したりすることについては、国立国会図書館でデジタル化された資料と同様に、関係者間の協議によって議論を続けることが必要である。

2 まとめ

このように、中間整理においては、図書館等におけるアーカイブ事業の円滑化方策としては、ひとまず国会図書館において納本された後にデジタル化できるよう、法的な措置を講じることが必要とする一方、デジタル化された資料の利用方法や、国会図書館以外での図書館でのデジタル化については、図書館利用者へのサービスを現状より低下させないよう、図書館関係者が中心となって計画を立て、関係者間での協議を進めることが必要であり、関係者間での検討の結果、法的な措置が必要であれば、可能な部分から立法等の措置を講じていくことが適当としたところである。

この点について、その後の意見募集においては、望まれるアーカイブ像そのものに関する指摘や国立国会図書館等の特定施設以外が行うアーカイブについても検討を行うべき旨の指摘等はあるが、国立国会図書館において納本された後にデジタル化できるように法的措置を講じること自体についての異論は多くないと思われる。

本小委員会としては、上記のような指摘も含め、中間整理において引き続き協議すべきとした課題について、引き続き検討が行われることが適当であるとともに、国立国会図書館において納本された後にデジタル化できるように法的措置を講じることについては、早期に実現されることが適当と考える。

第3節 その他の課題

中間整理では、前述の2つの課題のほか、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化や意思表示システムの在り方等の課題についても整理を行った。その概要は次のとおりである。

- 多数権利者が関わる場合の利用円滑化については、放送番組の二次利用の際の実演に係る権利を題材として検討を行ったが、放送番組の二次利用の許諾が得られないことは少なく、許諾を得られなかった場合でも、実例を検証した結果、必ずしも不当な理由による許諾の拒否とは言い切れない状況である。また、「共同実演」の解釈の明確化により著作隣接権の共有の規定を活用することについても、実務上の処理に照らせば、活用できる場面は少ないことや、活用することが一長一短となる場合もある。むしろ、放送番組の二次利用の実務の上では、インターネットの番組配信がビジネスモデルとして未成熟であることや、引退等の理由による不明者の許諾が得られないことの方が問題である。

その他、共有状態にある実演や多数権利者が関わる実演の利用円滑化のための具体的な方策についても、さまざまな角度から検討を行ったが、実演の利用形態は非常に多様であるため、明確に効果があると考えられる対応策を直ちに見出すことは困難である。

- また、「クリエイティブコモンズ」や「自由利用マーク」等、あらかじめ著作権者等の利用許諾に関する意思を表示しておく仕組みについては、著作物の利用円滑化を図るシステムとして期待がかけられており、幅広い活用方法も模索されているが、このような意思表示システムに関する課題について法的に解決すべきか、それとも民間の取組に任せるべきかについても慎重に検討すべきとの指摘もなされており、各種の民間の取組等を注視しつつ、必要が生じてくる場合には法的な課題を検討していくべきである。

- その他、保護期間延長に関して検討が必要な利用円滑化策として、二次創作やパロディ、非営利無償のアーカイブや、障害者福祉目的の権利制限、いわゆるフェアユース規定のような一般条項などについて検討すべき旨の指摘がなされたが、権利制限については保護期間の在り方に関係する問題だけではなく、全ての著作物利用に関わる問題であり、法制問題小委員会に対する問題提起としていくべきである。

これらの課題については、中間整理において、直ちに法的措置に結びつくような結論の方向性が得られているわけではないが、その後の意見募集においても、引き続き検討を求める意見も寄せられており、今後とも、民間における取組の動向やその他の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討を行っていくことが適当である。

第2章 保護期間の在り方について

1 検討の経過と主な論点

- 本小委員会では、平成17年の「著作権法に関する今後の検討課題」に基づき、著作権等の保護期間の在り方について、著作者の死後50年までとされている現行法の著作権の保護期間を、欧米諸国の水準に合わせて死後70年まで延長することの可否を中心として議論を行ってきた。

この問題については、過去に著作権審議会や文化審議会著作権分科会において検討された際にも、国際的調和に積極的に取り組むべきとの意見のほか、次のような諸要素の分析が必要である等の意見とがあったところである。

- ・ 諸外国の動向の更なる見極め
- ・ 欧米諸国が保護期間を延長したより詳細な理由
- ・ 権利情報の整備と集中管理の一層の推進など、著作物の公正な利用のための方途の検討
- ・ 著作物の創作活動に対するインセンティブや文化活動、経済活動に与える影響など、保護期間延長の意義

- 本小委員会では、このほか関係団体からの要請も受け、欧米諸国における保護期間の延長に関する背景の調査を踏まえて検討を行うとともに、関係者や有識者等からのヒアリングも行いつつ、著作物等の利用の円滑化方策との関係のほか、以下の論点ごとに詳細な議論を行い、検討を深めてきた。

- ・ 諸外国の延長の背景との関係、保護期間の国際的な調和
- ・ 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響、創作者の創作意図への影響
- ・ 今後の情報流通の見通し

しかしながら、いずれの論点についても、保護期間延長に肯定的な立場と否定的な立場の両方の立場からの意見が様々に出されており、意見集約には至っていない。

以下は、今後の議論の参考となるよう、これまで検討を行った論点について、議論の概要をまとめたものである。

(1) 各国の延長の背景等との関係

- 諸外国の保護期間延長の背景の一つとしては、国際約束に基づく要請や市場統合のための国家間の保護期間の調和の要請がある。また、我が国の過去の保護期間延長でも、その時点での条約上の最低基準は満たしていても、今後の国際的なルール形成の動向を踏まえつつもそれに先だって保護期間を延長した例もある。しかしながら、この点については、今次において国際的な水準、趨勢をどのようにとらえるかという現状認識の点で、まだ本小委員会の意見が集約されていない状況にあると考えられる。

- EU等では、ベルヌ条約が死後50年までの保護期間を最低基準として採用した趣旨に触れつつ、平均寿命の伸長により著作者以降の2世代の最中であっても保護期間が満了してしまう事例が出てきていることを保護期間延長の理由の一つとしている。この点、我が国の平均寿命は、ベルヌ条約において50年の最低基準が採用された時点から伸びている状況にあるが、本小委員会における検討においては、ベルヌ条約の制定趣旨に立脚して議論を行うのか、現行規定の趣旨とは別の観点から議論すべきなのかとの点で意見集約がされていない状況にある。言い換えれば、著作権の淵源を創作者との人格的な関係にも求めるか否かの点について議論がある状況であり、平均寿命の論点に関しては、この点についてより深い考察が必要となると思われる。
- アメリカでは、EUが保護期間の相互主義を採用しており、アメリカのコンテンツはEUでは50年しか保護されず、アメリカのコンテンツ産業がEUでの収益機会を逸していることを延長の論拠の一つとしている。この点については、我が国の状況は、ゲームソフト等の一部の分野を除けば、概ね輸入超過なのではないかとの意見が出されている。本小委員会の議論の状況は、現状をもとに議論するのか将来も考えて議論するのか、何を国益ととらえるかについて意見が分かれており、また、著作権が国際的な共通ルールとして、国境を越えて著作物を保護しあう仕組みであるとの観点に立つか、一国の経済上を考えて著作権法制を利用するかとの観点に立つかによって、国際收支の現状に対する評価が大きく異なっているものと考えられる。

(2) 国際的な制度調和の観点

- 保護期間延長の要望の一つの大きな要素となっているのは、欧米諸国等の保護期間の水準との調和を図ることであるが、本小委員会においては、この点について、国際的な平準化にどのような意義があるかについては、次のような観点から検討が行われ、それぞれ賛否があり、いずれも意見の一致が見られていない状況にある。
 - a インターネットにより国境を越えて容易にコンテンツが流通する時代にあつて、保護期間の実効性を確保する観点
 - b 海外のコンテンツが我が国に投入されるインセンティブに対する影響の観点
 - c 保護期間が異なることによる権利管理コスト等の観点
- この課題については、このような国際的な制度調和の必要性の観点のほか、どこの国の基準に調和させるべきかについて、我が国との文化交流が盛んな欧米諸国との調和を考えるべきか、今後の日本のコンテンツの海外進出で巨大なマーケットとなるアジアの国の動向を踏まえるべきか等の論点について意見が一致していない状況にあり、保護期間についての国際的な趨勢をどうとらえるのかとも密接に関係することから、その国際的な動向を更に踏まえて検討を深めるべき問題と思われる。

(3) 文化の発展に与える効果の観点

本小委員会では、保護期間の延長の是非については、最終的には文化の発展に資するかどうかの観点から検討すべきとの指摘があり、その論点について、関係者からのヒアリングにより理論や実態の検討も行いつつ、多くの時間を費やして検討を行った。文化の発展に資するかどうかの検討を行った観点については、以下で個別に触れるが、小委員会での議論の状況は、いずれの観点についても意見の一致を見ていない状況にある。その背景としては、全体を通じて、そもそも「文化の発展」をどのようにとらえるかについての次のような意見の相違があるとも考えられ、今後の文化全般に関する議論の動向も踏まえつつ、検討を深めることが必要と考えられる。

- ・ オリジナリティの高い作品を手厚く保護することが重要であり、安易に過去の思想・感情・表現を借用した作品が大量に流通することになっても、創作的な表現を本質とする豊かな文化芸術の発展にはならない。
- ・ 著作権法が目的とする文化の発展について、この文化とは、特許の場合であれば良い・悪い、進歩性等の評価を付けられるが、文化は評価を付けられないことを大前提にすれば、文化の発展は、情報の豊富化であると考えべき。

以下、検討を行った観点について、その概要を整理する。

① 創作意欲への影響の観点

○ 作品が豊富に社会に提供されることになるかどうかの観点については、保護期間を延長することによって、

- ・ 新たな作品の創出意欲が増加されるかどうか
- ・ 既存の作品を再び世に出す（別形態での発表、別媒体での利用等の二次利用）意欲が促進されるかどうか

との2つの点に分けて検討が行われた。この点については、ヒアリング対象者から経済学者の間では保護期間延長の効果について否定的な見解が多いとの紹介が行われたほか、その他の説も含め経済学的な見解を踏まえた意見交換が行われた。

一方で、その中では、個々のクリエイターが作品を着想して生み出すインセンティブと、コンテンツ事業者を含めて作品を世に出すまでの創作活動のインセンティブとは異なるとの指摘もあり、本小委員会では、この点を分けて検討を行っている。

② コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点

○ 実際のコンテンツ産業では、一つの作品への投資とそれに対する収益との関係だけで成り立っているわけではないため、一つの作品の収益増によって作品を世に出すインセンティブが増加するかどうかだけではなく、さらに、その作品から得られた収益が次の創作に投下されるサイクルも踏まえて考えるべきとの観点からは、保護期間延長が、これらの創作活動の大きな部分を担っているプロとしてのクリエイターやコンテンツ産業の活動にどのような影響が生じるのかについて、関連の事業者からのヒアリングも含めて検討を行った。

関連して、コンテンツ事業者でなく、公的な主体が文化創造サイクルを支える仕組みとすべきとの指摘もあったことから、双方の長所短所、適不適を踏まえて検討すべきであることについて整理を行った。

③ 公有による文化創造サイクルへの影響の観点

- 次世代の文化が生じるためには土台となる過去の文化遺産を利用することができる状況を整えることが重要であり、また、インターネットの普及等に伴う「一億総クリエイター」時代と言われる中では、プロ以外による創作活動も新たな文化創造の仕組みとしてとらえるべきとの観点からは、保護期間が終了することに伴う効果を含め、幅広い利用を認めることによって創作活動にどのような影響が生じるのかについて、関連の有識者からのヒアリングも含めて検討を行った。

(4) ネット時代における情報流通の在り方との関係の観点

- デジタル化、ネットワーク化の進展により、情報の流通の仕方が急速に変わっている中で、保護期間延長の是非以前に、まず情報流通のための社会基盤がどうあるべきかとの観点から、著作権法制もその一環としての適正な整備をまず考えるべきとの指摘もあった。本小委員会では、この論点については、主として、保護期間延長が文化の発展に資するかどうかのうち、「公有による文化創造サイクルへの影響の観点」の中で検討されたほか、利用円滑化方策について議論する中で検討が行われた。
- この論点では、関連の事業者からのヒアリングも含めて検討を行ったが、インターネットでの著作物利用についての権利の実効性次第によって保護期間延長の効果が変わってくる（支障もない一方で、メリットもなく、場合によっては他の方策がコンテンツ振興のために有効となる可能性もある）との示唆が行われており、権利の実効性やインターネットにおいて著作権に関連するビジネスの動向も、今後の検討の参考としていくことが適当と考えられる。

2 関連する課題について

中間整理においては、著作権の保護期間の在り方に併せて、関連する課題として、

- ①映画の著作物の保護期間の在り方、
- ②著作隣接権の保護期間の在り方、
- ③いわゆる「戦時加算」

についても意見の整理を行った。これらの課題については、それぞれ独自に検討すべき論点もあるが、基本的に著作権の保護期間についての論点と同様の検討が当てはまる部分があるほか、著作権の保護期間の在り方について結論が得られる前に結論を得ることが考えにくい課題であることから、固有の問題と思われる論点について検討を加えつつも、まず

は著作権についての議論を中心とした検討を進め、その動向を踏まえて併せて検討することが適当としていたところである。

3 まとめ

○ 本小委員会では、保護期間の在り方について、論点ごとにメリット、デメリット等についての意見を整理しているが、上記のようにそれぞれ意見の一致が見られていない状況にある。また、その後に行った意見募集においても、賛否双方の意見が寄せられており、おおむね本委員会において行われた議論と同様の構図となっている。

○ 各論点を総合的に俯瞰した上での状況としては、保護期間延長の必要性やメリットについて、メリットを受けられる少数であるが価値の高い著作物と、それ以外の多数の著作物との双方があるという認識については、本小委員会の大勢となっていると考えられる。

一方で、著作物の全体をとらえた場合のメリットをどう評価するかについては、十分な合意が得られたという状況ではないと思われる。また、それと比較すべき保護期間が切れた場合のメリットについては、一定の例を取り上げての検討にとどまっているものもあり、今後、その内容やそのメリットが生じる仕組み等を明らかにしていく必要があると考えられる。

また、各論点で主張された双方のメリットに対して、それぞれ別の方策によって対応すべきではないか、あるいはそれぞれの折衷的な対応策が考えられるのではないかと、の観点からの検討も行われており、今後、そのような観点についても検討を深める必要があると考えられる。

第3章 今後の方向性

本小委員会は、保護期間の在り方とそれに関連する過去の著作物等の利用の円滑化方策について、これまで2期にわたって検討を行ってきた。

保護期間の在り方については、前述のように、いずれの論点についても、保護期間延長に肯定的な立場と否定的な立場の両方の立場からの意見が様々に出されており、論点ごとの関係をいかに考えていくべきかについても、各論点そのものの是非や優先順位について様々な指摘があり、小委員会としての意見集約には至っていない。

一方、利用円滑化方策については、権利者不明の場合の利用円滑化やアーカイブ活動の円滑化について一定の方向性が得られた部分があることから、これらに関しては、所要の措置を早期に実施に移すべきである。

保護期間の在り方については、中間整理において保護期間延長に伴うメリットやデメリットについて概ね整理されたことを踏まえ、今後の検討においては、各論点について議論を深めるとともに、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で議論するだけではなく、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考える。また、そのような観点から、利用円滑化方策や、今後の文化支援施策の在り方についての議論の動向、意見募集に併せて行われた著作権に関する意識調査の結果について行われる分析等も踏まえて、著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当である。

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
委員名簿（平成20年9月現在）

	上野 達 弘	立教大学法学部准教授
	大村 敦 志	東京大学大学院法学部教授
	梶原 均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター著作権・契約担当部長
	金 正 勲	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構准教授
	久保田 裕	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館長
	佐々木 隆 一	ネットワーク音楽著作権連絡協議会代表世話人
	里 中 満智子	マンガ家
	椎 名 和 夫	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作権センター運営委員
主査代理	渋谷 達 紀	早稲田大学法学部教授
	瀬尾 太 一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	津田 大 介	ジャーナリスト
	常世田 良	社団法人日本図書館協会理事
	都 倉 俊 一	作曲家、社団法人日本音楽著作権協会理事
	中山 信 弘	東京大学名誉教授、弁護士
	野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
主査	野村 豊 弘	学習院大学法学部（法学科）教授、学校法人学習院常務理事
	生野 秀 年	社団法人日本レコード協会専務理事
	平田 オリザ	劇作家、演出家
	三田 誠 広	作家、社団法人日本文藝家協会副理事長

(以上22名)

アーカイブワーキングチーム委員名簿（平成20年4月現在）

◎渋谷 達紀	早稲田大学法学部教授
井村 寿人	(社) 日本書籍出版協会
小池 信彦	(社) 日本図書館協会常務理事
佐々木 隆一	ネットワーク音楽著作権連絡協議会代表世話人
瀬尾 太一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
田中 久徳	国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長
三田 誠広	作家、(社) 日本文藝家協会副理事長

(以上7名)

共有ワーキングチーム委員名簿（平成20年4月現在）

◎上野 達弘	立教大学法学部准教授
池田 朋之	(社) 日本民間放送連盟・知的所有権対策委員会 IPR 専門部会、コンテンツ制度部会主査
大井 法子	弁護士
梶原 均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター著作権・契約副部長
梶山 敬士	弁護士
藤原 浩	(社) 日本芸能実演家団体協議会顧問弁護士

(以上6名)

※◎は座長

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会審議経過

【第7期】

第1回 平成19年3月30日

- ・ 検討課題について

第2回 平成19年4月27日

- ・ 関係者ヒアリング（第1回）※
（文芸、音楽、漫画、実演、放送、書籍、音楽配信、国立国会図書館、民間アーカイブス、クリエイティブコモンズ、エンドユーザー）

第3回 平成19年5月16日

- ・ 関係者ヒアリング（第2回）※
（教育、障害者、公立図書館、博物館、延長に慎重な創作者、実務家、演奏団体、写真、美術、レコード、ソフトウェア、学識者）

第4回 平成19年6月26日

- ・ ヒアリングの総括及び検討課題の整理について
- ・ 今後の議論の進め方について

第5回 平成19年7月9日

- ・ 著作物の利用円滑化方策について
 - ① 権利者の所在不明の場合の利用
 - ② 権利者が複数存在する場合の利用

第6回 平成19年7月27日

- ・ アーカイブ事業の円滑化方策について
- ・ 意思表示システムの利用に伴う法的課題について

第7回 平成19年9月3日

- ・ 保護期間の在り方について
- ・ 戦時加算の取扱について

第8回 平成19年9月27日

- ・ 保護期間の在り方について
- ・ 各論点の意見の整理について

第9回 平成19年10月31日

- ・ 利用円滑化等の具体策について
 - ① 権利者の所在不明の場合の利用
 - ② 権利者が複数存在する場合の利用

第10回 平成19年11月26日

- ・ アーカイブ事業の円滑化方策について
- ・ ワーキングチームの設置について

【第8期】

第1回 平成20年3月14日

- ・ 今期の検討課題及びワーキングの設置について
- ・ 利用円滑化方策について

第2回 平成20年4月28日

- ・ 利用円滑化方策について
 - ① アーカイブワーキングチームからの報告
 - ② 共有ワーキングチームからの報告
 - ③ 権利者不明の場合の利用円滑化方策について

第3回 平成20年5月16日

- ・ 利用円滑化方策について
- ・ 今後の議論の進め方について

第4回 平成20年8月8日

- ・ 保護期間の在り方について（経済学の観点から）
 - 田中辰雄 慶應義塾大学経済学部准教授
 - 絹川真哉 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部講師
 - 中泉拓也 関東学院大学経済学部准教授

第5回 平成20年8月27日

- ・ 保護期間の在り方について
（文化創造サイクル、コンテンツビジネスへの影響の観点から）
 - 朝妻一郎 社団法人音楽出版社協会会長
 - 久保雅一 株式会社小学館キャラクター事業センターセンター長
 - 境真良 早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員准教授
 - 川上量生 株式会社ドワンゴ代表取締役会長
 - 太田勝造 東京大学法学部教授

第6回 平成20年9月18日

- ・ 中間整理（案）について

第7回 平成21年1月6日

- ・ 中間整理に対する意見募集の結果について
- ・ 著作権分科会への報告案について

※ ヒアリング者一覧（役職はヒアリング実施時）

文芸	坂上 弘	(社) 日本文藝家協会理事長
文芸	寺島 アキ子	(協) 日本脚本家連盟常務理事
文芸	西岡 琢也	(協) 日本シナリオ作家協会理事長
音楽	川口 真	作曲家、日本音楽作家団体協議会
音楽	朝妻 一郎	(社) 音楽出版社協会会長
漫画	松本 零士	漫画家、(社) 日本漫画家協会常務理事、著作権部部长
実演	椎名 和夫	(社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター運営委員
放送	池田 朋之	(社) 日本民間放送連盟・知的所有権対策委員会IPR専門部会、コンテンツ制度部会主査
放送	梶原 均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター(著作権・契約) 副部长
書籍	金原 優	(社) 日本書籍出版協会副理事長
音楽配信	戸叶 司武郎	(社) 音楽電子事業協会著作権委員会副委員長
国会図書館	田中 久徳	国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長
青空文庫	富田 倫生	青空文庫呼びかけ人
クリエイティブコモンズ	野口 祐子	弁護士、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン専務理事
エンドユーザー	津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト
教育	金 正勲	慶応義塾大学准教授
教育	酒井 淳	NPO法人著作権利用等に係る教育NPO理事長
教育	佐藤 公作	全国高等学校長協会管理運営研究委員会委員
障害者	井上 芳郎	障害者放送協議会著作権委員会委員長
公立図書館	糸賀 雅児	慶應義塾大学教授
博物館	井上 透	(独) 国立科学博物館情報・サービス課長
慎重な創作者	平田 オリザ	劇作家、演出家
慎重な創作者	別役 実	劇作家
慎重な創作者	椿 昇	現代美術家、京都造形芸術大学教授
慎重な創作者	寮 美千子	作家、詩人
実務家	福井 健策	弁護士
演奏団体	岡山 尚幹	(社) 日本オーケストラ連盟常務理事
写真	松本 徳彦	有限責任中間法人日本写真著作権協会専務理事、(社) 日本写真家協会専務理事
美術	福王寺 一彦	日本画家、(社) 日本美術家連盟常任理事、日本美術著作権連合理事長
レコード	生野 秀年	(社) 日本レコード協会専務理事
ソフトウェア	久保田 裕	(社) コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
経済学	田中 辰雄	慶応義塾大学准教授